

個人向け

申請をすればもらえる（給付）

※家主さんに支給

## 住居確保給付金

仕事がない、減ったなどで家賃の支払いに困った方は

対象

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

### 給付上限額

単身世帯

3万円

2人世帯

3万6千円

3人以上世帯

3万9千円

※世帯・収入に応じて支給額が変わります。

支給期間

▶ 3ヶ月間（条件により延長可能）

支給方法

▶ 住宅の貸主等の口座に振込

主な条件等

- ① 世帯資産が一定額以内（世帯人数により変わる）
- ② 申請者、申請者と同一世帯の人の収入額が収入基準額を超えていないこと（世帯人数により変わる）

※他にも就職に向けた活動など該当するための要件があります。

相談・お問い合わせ

大月市 生活困窮者相談窓口

電話番号

0554-23-8030

受付時間

午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）